

8 医安第 4 8 5 号

令和 8 年 5 月 1 2 日

各 関 係 機 関 の 長 様

愛 知 県 保 健 医 療 局 長

令和 8 年度「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施について（依頼）

日頃から本県の薬物乱用防止活動について、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和 8 年 6 月 20 日から同年 7 月 19 日までの期間において、厚生労働省、各都道府県及び公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターが主体となって本運動を実施されます。本県においても、別添の国が定めた実施要綱及び本県の実施要領に基づき、各種啓発活動を実施します。

貴団体におかれましても、本運動の主旨を御理解の上、積極的に御協力くださいますようお願いいたします。

担 当 生活衛生部医薬安全課  
毒劇物・麻薬・血液グループ  
電 話 052-954-6305 (ダイヤルイン)

医薬発0323第9号  
令和8年3月23日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長  
( 公 印 省 略 )

令和8年度「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施について

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動につきましては、特段の御配慮を煩わしておりますが、令和8年度も別添実施要綱に基づき実施することといたしましたので、協賛省庁、後援団体の貴都道府県下の関係団体とも連携し、官民一体となった運動として、十分な成果を挙げられるよう特段の御配慮をお願いいたします。

なお、別添（写）のとおり政令市長及び特別区長あて本運動への協力方お願いしておりますので、これらの市又は区と連携し、本運動を進められたく申し添えます。

また、本運動の実施結果につきましては、運動期間終了次第、下記事項につきまして報告方よろしくお願いいたします。

記

1. 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施結果（別紙1）
2. 啓発資材配布一覧（別紙2）

# 令和8年度「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施要綱

## 第1 名 称

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

## 第2 実施内容

- 1 6・26ヤング街頭キャンペーン
- 2 地域団体キャンペーン

## 第3 目 的

薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、社会や国の安全・安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

国連では、地球規模で拡大する薬物乱用問題の解決に取り組むために、6月26日を「国際麻薬乱用撲滅デー」と定め、加盟国が一体となって薬物乱用の根絶を目指すこととなったところである。

令和6年の我が国の薬物情勢は、大麻の検挙者数が6,342人を記録し、過去最多を更新した令和5年より減少したものの、6,000人を超える高い数値となった。また、令和5年に引き続き、覚醒剤事犯の検挙者数を超えており、まさに「大麻乱用期」の渦中にあると言える。中でも若年層の大麻乱用が顕著で、大麻検挙者の7割以上を30代未満の若年層が占めている。

こうした状況の中、政府では令和5年8月に、「薬物乱用対策推進会議」の下で「第6次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、政府一丸となって総合的な薬物乱用対策に取り組んでいるところである。

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動は、かかる背景の下、国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、国連総会決議に基づく「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資することを目的とするものである。

## 第4 実施期間

令和8年6月20日から同年7月19日までの間とする。

ただし、「6・26ヤング街頭キャンペーン」は、原則6月27日（土）又は28日（日）とする。

## 第5 実施機関等

主 催 厚生労働省、都道府県、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター  
協 賛 国際連合（国連薬物・犯罪事務所）  
後 援 警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、最高検察庁、外務省、財務省税関、文部科学省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁  
ガールスカウト日本連盟、海上保安協会、国際フレイトフォワードーズ協会、国際ロータリーゾーン1 A. 2 & 3、全国高等学校PTA連合会、全国子ども会連合会、全国社会福祉協議会、全国少年警察ボランティア協会、全国人権擁護委員連合会、全国生活衛生同業組合中央

会、全国配置薬協会、全国防犯協会連合会、全国保護司連盟、全日本医薬品登録販売者協会、日工組社会安全研究財団、日本医師会、日本一般用医薬品連合会、日本医薬品卸売業連合会、日本医療機器産業連合会、日本音楽事業者協会、日本学校歯科医会、日本学校保健会、日本カラオケボックス協会連合会、日本勤労青少年団体協議会、日本化粧品工業会、日本更生保護女性連盟、日本歯科医師会、日本自動車整備振興会連合会、日本新聞協会、日本相撲協会、日本青年会議所、日本製薬団体連合会、日本塗料商業組合、日本PTA全国協議会、日本BBS連盟、日本プロサッカーリーグ、NHK、日本民営鉄道協会、日本民間放送連盟、日本野球機構、日本薬剤師会、日本ライオンズ、日本ライフセービング協会、日本ラグビーフットボール協会、日本YMCA同盟、ボーイスカウト日本連盟

## 第6 実施事項

### 1 政府における実施事項

#### (1) 広報機関等による啓発宣伝

政府広報等を活用するとともに、報道機関の協力を求め、本運動の趣旨の普及徹底を図る。

#### (2) 啓発資材の作成配布

本運動に必要なポスター、リーフレット等の啓発資材を作成配布する。

#### (3) 官民一体となった事業展開の呼び掛け

官民一体となった事業の展開を積極的に推進するため、関係機関・団体等に対し本運動の趣旨の理解と協力を呼び掛ける。

### 2 都道府県における実施事項

#### (1) 実行委員会の設置

- ① 各都道府県は、本運動の円滑な実施を期すため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実行委員会又はこれと同等の組織（以下「実行委員会」という。）を設置する。

実行委員会は、薬物乱用防止指導員（以下「指導員」という。）、関係団体、薬務主管課及び保健所の代表者等をもって構成する。

なお、実行委員会は必要に応じ、保健所単位等で支部を置くことができる。

- ② 実行委員会は、指導員等ボランティアが本運動の中心として活動できるように支援することを目的とするものであり、本運動の企画、実施方法、諸手続、取りまとめ等を担当する。
- ③ 実行委員会は、実施計画を作成し、指導員等ボランティアを核としたキャンペーンを実施する。
- ④ 実行委員会は、実施地域ごとに地域責任者を置く。
- ⑤ 地域責任者は、道路交通法に基づく届出等地域の活動において必要な手続を行うほか、キャンペーンの全体の取りまとめを担当し、実行委員会に結果報告を行う。

## (2) キャンペーンの実施

### ① 6・26ヤング街頭キャンペーンの実施

原則、保健所単位等で実施することとし、実行委員会がヤングボランティアの協力を得て、啓発資材の配布等を行う。

キャンペーンは、原則6月27日(土)又は28日(日)の午後2時間程度とする。

### ② 地域団体キャンペーンの実施

原則、保健所単位等で実施することとし、地域団体の協力を得て、ポスターの掲示、一声運動等を行う。

## (3) 広報機関等による啓発宣伝

自己の広報機関を全面的に活用して、それぞれの実情に即した広報活動を行うとともに、積極的に報道機関の協力を求め、本運動の趣旨の普及徹底を図る。

## (4) 官民一体となった事業展開の呼び掛け

官民一体となった事業の展開を積極的に推進するため、市区町村を始めとする関係機関・団体等に対し、本運動の趣旨の理解と協力を呼び掛ける。

## (5) 教育関係機関への協力の呼び掛け

教育委員会の協力を得て、児童・生徒に対し、薬物乱用防止の指導と本運動への参加を呼び掛ける。

## 3 公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターにおける実施事項

官民一体となった本運動を展開するため、運動の趣旨に則した民間団体としての薬物乱用防止活動を積極的に展開する。

## 4 国連支援募金への協力の呼びかけ

「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動は、青少年の健全育成とボランティア活動への積極的参加意欲の増進を促し、地球的規模での薬物乱用防止に関する理解と認識を高めるとともに、開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事している民間団体(NGO)の活動資金として国連を通じて援助することにより、薬物乱用のない21世紀の地球環境づくりに資することを目的として、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターが主体となって実施する。

このため、街頭募金活動を支援するとともに、同募金活動への協力を官公庁はじめ、あらゆる職域組織等に呼びかける。

## 5 留意事項

啓発方法や啓発資材の作成にあっては、必要以上に恐怖を煽るものであったり、薬物依存症者を否定したり、回復を阻害させるような表現は避けること。

また、相談窓口へ相談を促すこと。

## 令和8年度愛知県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施要領

### 第1 目的

本要領は、国が定める、令和8年度「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、県民一人一人の薬物乱用問題に対する認識を高め、併せて、国連総会決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図り、薬物乱用防止活動を積極的に展開するために定めるものとする。

### 第2 実行委員会

- 1 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実行委員会（以下「委員会」という。）は、「愛知県薬物乱用防止推進協議会」がこれを兼ね、県保健所単位に、委員会の支部を置く。  
なお、支部は、各県保健所単位で設置している「地区薬物乱用防止推進協議会」がこれを兼ねる。
- 2 支部においては、運動の企画、実施方法、実施のための諸手続等を行う。
- 3 支部には、地域責任者を置き、委員会との連絡、調整その他の取りまとめを行うものとする。
- 4 支部は事前協議を実施し、運動の実施計画を委員会に提出する。
- 5 支部は、運動の実施結果を運動終了後1か月以内に委員会に提出する。

### 第3 キャンペーン

- 1 6・26ヤング街頭キャンペーン  
原則として、支部単位で実施することとし、小・中・高校生等のヤングボランティアの協力を得て、啓発資材の配布、国連支援募金活動等を行う。  
キャンペーンは、原則6月27日（土）又は6月28日（日）の午後2時間程度とする。
- 2 地域団体キャンペーンの実施  
各種地域団体への協力を呼び掛け、ポスターの掲示等を実施する。
- 3 教育関係機関への協力の呼び掛け  
市町村教育委員会及び小中学校等の協力を得て、児童・生徒に対し、薬物乱用防止講習会の実施と本運動への参加を呼び掛ける。

### 第4 市町村広報紙等による啓発

市町村等の協力を得て、市町村広報紙等により、本運動の趣旨の徹底を図る。

### 第5 その他

啓発方法や啓発資材の作成にあつては、必要以上に恐怖を煽るものであったり、薬物依存症者を否定したり、回復を阻害させるような表現は避けること。  
また、相談窓口へ相談を促すこと。

### 第6 その他

この要領に定めのない事項については、要綱に従って実施するものとする。